

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の基本情報

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 日本福祉文化研究センター

② 施設・事業所情報

名称：西宮市立北夙川保育所	種別：公立保育所		
代表者氏名：植前 聡子	定員(利用人数)：120名(8/1現在124)		名
所在地：兵庫県西宮市松風町7番25号			
TEL 0798-72-3711			
HP https://www.nishi.or.jp/access/kosodatehoiku/hoiku/shisetsu.files/20kitashukugawa.pdf			
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：昭和48年5月1日			
経営法人・設置主体(法人名)：西宮市			
職員数	常勤職員：20	名	非常勤職員：17
			名
専門職員	(保育士)	18	名
	(調理員)	2	名
施設・設備の概要	(居室数)	11室	(設備等) モニター付きインターホン
	保育室 事務室 調理室 職員更衣休憩室		AED 県警ホットライン

③ 理念・基本方針

- ～ 自然と共に心も体も育ちあう ～
- ・子供の最善の利益を守り、その福祉を積極的に増進し子供たちを心身ともに健やかに育てます。
 - ・子供が様々な人と関わり、心を通わせながら成長していくための最もふさわしい生活の場とします。
 - ・一人一人の子供の主体性を大切にし、養護と教育が一体となった保育を行います。
 - ・入所する子供の保護者及び地域の子育て家庭に対する支援を行います。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

夙川のすぐそばに位置し、閑静な住宅地の中にあります。南には松風公園 園庭には草花や畑ビオトープがあり 子供たちは自然豊かな環境の中で、のびのびと遊んでいます。

子供の主体性を大切に、0, 1, 2歳児クラスでは、ゆるやかな担当制保育を進めており一人一人の思いに寄り添い応答的な関わりを通して、人に対する安心感や信頼感を育みます。

3, 4, 5歳児クラスでは、主体性を育むために年齢の枠を外した保育に取り組んでいます。

自分で考えたり工夫したりする中で、自己決定力や友達と協力するなどの力を育みます。

異年齢児が自然に関わる中で、憧れや年少児に優しくかかわるなどの心の育ち合いができるように取り組んでいます。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 元年 6月 7日(契約日)～ 令和 2年 1月 10日(評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	1回(平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

行政の指導監督のもとで公立保育所としての運営であり、任された権限の範囲で所長・副所長がリーダーシップを発揮され、保育の質の向上に取り組むと共に地域の子育てに関するニーズや情報を市に提供されています。長い歴史の中で、地域と協力して取り組んでこられたことが、保護者の信頼につながり、地域の環境・特性を活かして、他の保育所では出来ない川遊びなどを日々の保育の中に取り入れ、質の高い保育を行なっています。

このことは保護者に対するアンケートでも保護者が評価されている点となっています。

◇改善を求められる点

リスクマネジメントの面で特に現在まで問題は生じていませんが、実際に問題が生じたときの対応策という意識で改善すべき部分がありそうです。情報の共有という視点では、口頭での対応だけでなく、書面による連絡も併用されると良いでしょう。

保育の質の確保に向けて、把握している職員個人毎の質のレベルなどのデータは、保育所全体としての保育の質の向上・改善に結びつけるための集計・整理が望まれます。

◇総合的な所見

長い時間をかけて構築されてきた歴史を感じさせる保育所です。所長や副所長、各職員が自分の役割を認識され、地域との係わりを大事にされてきたことが、地域との信頼関係の構築につながっています。現在の場所から移転されても、その良さを残した保育所であることを望みます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

◇コメント

第三者評価を受審するにあたり、保育理念や保育で大切にしたいこと等を再確認し、日々の保育を振り返ると共に、マニュアルの点検、見直し等を行うことができました。課題を明確にし、具体的な計画を職員間で共有理解していくことや、公立保育所として共通の取り組みの中、北夙川保育所として独自性が活かしていけるよう保育内容や保育の質の向上に向けて努めていきたいと思えます。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 市で作成された理念・基本方針をベースに、当保育所が置かれている環境など、地域の特性が盛り込まれています。当保育所としての理念・基本方針が分かり易く作成され、職員・保護者に機会を捉えて丁寧に説明・周知されています。理念・基本方針は、重要事項説明書や保育所概要に記載して配布すると共に所内に掲示し、常に確認できるようになっており、継続的な取り組みが来ています。欲を言えば、ホームページの取り組みでは、もう一工夫が期待されます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 経営状況については市が主体となり把握・分析されており、毎月の所長会議で説明を受け意見交換がされています。当保育所からは、「育児相談記録」や「スマイルあそぼう会」の参加情報を市に定期的に提供することで、市の情報把握や分析に貢献されています。地域における課題の把握や分析については、市の広域的なとらえ方と、保育所独自での地域性を加味した経営環境や課題の違いがあるため、反映しにくい面がありそうです。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 評価改善については市の保育所事業課が主体となって行っており、全体としての取り組みとしての評価をしています。当保育所としては、その指示に基づき当保育所としての取り組みを行っています。所長は、予算枠の経費等の使い方など、所長会議での意見交換が行われおり、具体的に経営課題に取り組んでいます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 市が提示した中・長期計画をベースに、当保育所としての独自計画を具体的に策定されており、保育所独自項目としては実施状況を数値的目標として評価されています。中・長期計画の見直しについても、定期的な取り組みがされています。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 当保育所の中・長期計画に基づき毎年具体的な内容で策定されていますが、収支状況については市が担っており、実施状況の評価を具体的に行い難しい項目が見受けられます。年度計画の実施状況は、前期、中期、後期に分けて検証されています。また、園庭開放や保育士体験事業など独自の取り組みも行っていきます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 事業計画は、職員の参画・意見に基づいて策定されており、その際、個人目標（能力評価）を計画に取り入れています。評価見直しは、各グループで3～4か月ごとに行っていますが、数値化された目標が少ないため評価に苦労されています。職員と保護者との意見交換により、中長期事業計画に反映させています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 重要事項説明書の配布をはじめとし、各種機会を捉えて保護者等に丁寧に説明されています。また、全職員が交代で毎月作成している「らっこだより」など、保育所の取り組み状況を知らせるなど、定期的に所内及び地域に掲示や配布をされています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 年2回、「自己評価のためのチェックリスト」を基に、職員個々の評価が行われています。また、「目標管理シート」を用いた管理が実施され、職員の人事評価にも活用されています。当保育所全体としての質の向上に向けた取り組みとして、今回が初回である第三者評価の受審も大切であり、今後の継続的な受審が望まれます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 グループ会議で話し合った評価結果を職員会議で検討し、改善策や改善計画を策定しています。議事録に記録し、業務改善策を立案、見直しを実施と云うシステムが構築できています。改善計画の見直しについては、今後の中長期計画に反映させる必要があり、次年度の取り組み課題としています。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c

<p>〈コメント〉 保育所の経営・管理に関する方針は、保育所事業計画に明記してされており、年度初めに事業計画を職員に説明すると共に所内に掲示されています。職員の役割と責任については、担当ごとに決められておりマニュアルにも明記されています。</p>		
11	<p>II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 取引事業者などとの関係は市が窓口となっており、所長は市とのパイプ役を担っています。所長は市から連絡のあった研修会や勉強会には自ら参加し、所長会で収集した情報、厚労省よりの通達など、職員に報告・説明・回覧しています。そのファイルが保管されており、遵守するための具体的な取り組みがされています。</p>		
<p>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 自己チェックリストに基づくカンファレンスの実施、園内研修や各ブロック会議・担当グループの話し合いに参画し、積極的に指導力を発揮されています。職員の研修計画は個人の希望に沿って作成されており、当保育所全体での質の向上目標との整合性がとられています。</p>		
13	<p>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 経営の改善は、基本的には市が担当となっており、所長として可能な範囲で実効性を高める体制を作られています。また、副所長は積極的に指導力を発揮して業務改善などの取り組みを行っています。人員配置における本人の意向の尊重、休憩場所、年休・有給を取り易くする配慮、経費の使い方についての話し合い等、組織内に具体的な体制が確保されています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		<p>第三者評価結果</p>
<p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 市の「西宮市人材育成基本方針」に沿って人材育成が行われています。人事管理等については市が担っており、所長としての希望や意見はその都度口頭で行われ、積極的に関与できる仕組みとなっています。市と当保育所の連携を図ることで、計画的な人員配置ができています。</p>		
15	<p>II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 市の職員としての「人事基準」が明確であり、当保育所としての関わりは、市と所長・副所長との面談時に意見が反映されています。職務に関する成果や貢献度を評価する保育所独自の仕組みについては、個別のステップアップ記録（研修カード）で確認することができます。</p>		
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	<p>a・b・c</p>

<p>〈コメント〉 勤務状況管理を行い職員の就業状況を把握し、健康等の福利厚生などの案内、働き方見直しチェックリストなどを活用しています。 ライフ・ワーク・バランスについての取り組みでは、産休明けの職員に対し時短を行うなど、働きやすい職場作りに取り組まれています。</p>		
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 自己チェックシート・目標管理シートなどによる個人面談を通じて、職員の育成に向けた取り組みが行われています。客観的に目標の達成度を測るには、個別の目標管理シートがあり、職員の個人の取り組みや目標設定について確認できます。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 職員の期待像や必要とされる専門技術や資格は明確に示されており、市の研修・園内研修が実施されています。研修内容については、職員会議などを通じて職員全体が共有できる仕組みになっています。教育や研修計画の評価・見直しは、市と保育所それぞれが担当となっており、保育所の職員は市の研修にも参加し、カリキュラムの見直しを行なっています。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 各職員の専門資格について把握しており、個人別研修受講カードを活用して職員一人一人に適した研修機会を提供しています。市からの研修案内などは職員に提示し、参加の働きかけを行っています。また、所内でお互いの保育実践を見て話し合う機会を設け、お互いの気付きのきっかけとしています。</p>		
<p>II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 実習生受け入れマニュアルが作成されており、基本姿勢や実習手順などが明記され、対応する職員などに周知されています。学校との連携も密に行われ、事前にオリエンテーションもされています。実習指導担当者への指導は、所長及び副所長が担当して行っています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 市の予算・決算情報は市の公共施設カルテから見るすることができます。運営の透明性を図るためのシステムが出来ており、掲示物などを用い地域に対して積極的に当保育所の情報を知らせています。第三者評価はワムネットで公開を予定しています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 公立保育所として市が設定した運営手続きにそって、当保育所に任せられた範囲内で担当を明確にし、適正な運営がなされています。「監査事務局」などによる指導・監査の仕組みがあり、議会承認などの手続はありますが、公認会計士や監査法人による財務諸表の監査は定期的な取り組みとはなっていません。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 地域における取り組みとしては、重要事項にも明記されており、年一回、「にぎわい事業」が行なわれています。また、老人会との世代間交流では、年4回「おもパーティー」等を行っており、積極的に取り組んでいます。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 受け入れに対するマニュアルや基準などは整備されています。具体的な取り組みとして、トライやる交流や地域の社会人材資源の受け入れなどを行っています。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 社会資源のリストや関係機関との連絡会などが整備されています。関係機関や団体については、協働して取り組む体制が出来ています。地域におけるネットワーク、関係機関との取り組みとして、定例会が行われています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 地域での交流活動などの取り組みでは、専門性を活かした支援活動が行われています。また、多様な機関との連携で、福祉分野に限らず、地域のまちづくりに貢献しています。地域での講演会や研修など、専門性を活かした具体的な取り組みでは、短期体験保育や園庭開放などで担当が中心となり相談等に対応しています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 福祉ニーズの把握については市の年度計画にも書かれており、地域での会議への出席、福祉ニーズを把握するための取り組みなどを行っています。地域からの見学にも対応しており、職員が相談にのっています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 当保育所の基本理念を見やすい場所に掲示し、月間保育指導計画案やクラスの遊びの計画作成においては、保育所保育指針、全国保育士倫理綱領等を反映させています。「日々の養護」、「保健衛生ハンドブック」を活用し、標準的な保育の実施方法としています。子どもを尊重した保育についての取り組みでは、倫理綱領や規則などを職員が理解し、実践する取り組みの充実についての課題を自覚されておられます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 子どものプライバシーを守るために、子ども一人ひとりと個別に対応することや、保育士としての倫理綱領にあるプライバシーの保護を守るべく日々の保育をされています。また、保護者に対しての説明同意を得ています。各種の規定・マニュアルが策定され職員・子ども・保護者に周知されると共に保育環境・設備の工夫が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 プライバシー保護や個人情報保護との関係に配慮した取り組みをされ、当保育所の選択に必要な資料を作成・提供されています。当保育所の基本的な情報は、市のホームページに掲載されています。園だより等には子どもたちの活動している写真も掲載しています。また、年に一度ですが、子育て総合センターにて、保育所の紹介を掲示しています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 入所前説明会や保育内容が変更になった場合等にも説明会を開催し、その都度説明を行っています。保護者からの保育の変更に関しては、市のマニュアルに従って説明および変更が行われます。現在配慮がいる保護者への説明する資料が準備されています。保育所の移転について事前に市と共に説明し、保護者の意見も反映させるように働きかけています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 西宮市内の公立保育所へは、市の規定に従って引き継ぎ文書を渡しています。他市や私立の保育園への転出の場合は、依頼があった場合のみ引き継ぎの書類を作成しています。利用終了後の相談方法等の説明は口頭で行っています。保育終了後の相談窓口についての文書が準備されています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c

<p>〈コメント〉 日々の連絡帳や保護者と接するあらゆる機会を通じて、満足度や要望を聞きだす体制を整え、分析し、改善につなげています。登降所時に保護者と会話する時間を大切にし、保育所での子どもの様子を伝え、保護者からの要望等を聞いています。年度末には振り返り会議を行い振り返りを行い、次年度の計画につなげています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 苦情については保育所苦情解決制度実施要綱をもとに対応をしています。主に意見や苦情は、保護者から口頭で直接伝えられることが多いようです。意見苦情については、おたより等で公表も行っていきます。苦情解決の仕組みが整備されており、アンケートを取るなど意見を出し易くする工夫を行っています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 相談の依頼があれば、内容に応じて、保育士、所長、副所長、第三者委員等、複数で対応できる等は重要事項説明書に記載されており、入所説明会等で説明を行っています。相談場所として相談室はありませんが、絵本スペースをカーテンで仕切るなど、相談時には他の職員が出入りしないよう気配りをしています。移転後の保育所では、相談しやすい環境・スペースの確保がされる予定です。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 保護者からの相談や意見に関して、市のマニュアルを基に、当保育所独自の様式に書き換えて使用しています。保育参観や日々の保護者との対話、個人連絡票から意見・要望を拾いだし、必要なものは次年度に引き継ぐなど、改善につなげています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 マニュアルを基に、安全グループによる体制が出来ており、事例検討による研修を行い、改善に向けた取り組みがされています。事故等のヒヤリハット事例や報告書が作成され、改善や再発防止も検討されています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 市の「保健衛生ハンドブック」を活用し、感染症予防策が実施されています。保護者への情報提供については、子どものプライバシーに配慮して伝達されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 毎月、災害に対する避難訓練が行われています。設備関連の連絡網や保護者の連絡網も作られています。小学校が避難先になっており、自治会や関係機関との連携も構築されています。保育所としての独自の防災計画も作成されています。</p>		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	a・b・c

<p>〈コメント〉 当保育所のマニュアルが作成され、職員会議などを通じて研修・見直しが実施されています。研修については、食育・環境などのグループが中心となって行なわれています。食物アレルギーへの対応については、事前に職員と保護者間での話し合いが持たれています。</p>		
41	<p>Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 マニュアルを基に、不審者対応の訓練が定期的に行われています。職員による振り返りを行い、マニュアルの見直しが行われています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 「日々の養護」を活用して、標準的な保育の取り組みが行われています。個別的な保育の提供については、毎月の保育指導計画で話し合いがされており、研修の記録も整備されています。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 職員全員が参加し、指導計画や日誌等の検証や見直しが行われています。アンケートを取るなど、保護者の意見を職員間で情報共有し、サービスの改善につなげています。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 必要に応じて保健師や医師がアセスメント等に関する協議に参加し、個別のカリキュラムを作成しています。障害や特定の疾病などのケースでは、計画策定にあたり、保護者の意向を把握し、同意を含んだ手順を踏んでいます。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 年間指導計画については毎月に見直しをし、前期後期の修正につなげています。緊急に指導計画を変更する場合の対応や手順が決められています。保護者や子どものニーズを把握し、保育の質の向上に関わる課題を明確にし、指導計画を作成しています。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
46	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 記録の書き方などに関しては、全体での研修が行われています。新任の保育士に対するフォロー体制としては、副所長が担当しており、記録の書き方など、差が出ないような取り組みがされています。</p>		
47	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 個人情報保護についての研修では、グループワークの取り組みなどを行っています。臨時の職員や、途中入所の職員についても採用時に研修が行われています。</p>		

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・b・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c

特記事項

A①

市で作成した「全体的な計画」を基礎として、当保育所としての保育過程「全体的な計画」を作成し、それを基に年度の指導計画を作成しています。年度末に計画達成の評価会議を行い、次年度の計画に反映させる取り組みが来ています。

A②

市が作成した「保健衛生ハンドブック」および「日々の養護マニュアル」に、室温や換気など具体的な数値が掲載されており、室内の環境整備を行っています。また、室内の絵本コーナーの前にはソファなどの配置があり、時には子どもがそこで寝転ぶなど、リラックスできる環境が確保されています。

A③

保育の姿勢として全国保育士会発行の「人権擁護のためのセルフチェックリスト～『子どもを尊重する保育』のために～」を用いて、保育士一人ひとりがチェックしています。さらに人権グループが中心となって研修を行い、適切な対応ができているかを確認しています。不足している部分を底上げするための研修を企画し、どうすればよいか等を会議で話し合う場を作る工夫がされています。

A④

生活に必要な基本的な生活習慣を身につけていくために、子ども一人ひとりにきめ細かな指導を行っています。また、子どもの成長に合わせて支援の方法も段階的に工夫がされています。

A⑤

子ども自身が遊びたい遊びに参加できるようにしています。保育士が子どもの興味が偏らないように誘いかけることなど、成長につながる遊びが出来るように工夫がされています。また、周辺の自然環境に触れる機会を持てるようにしています。

A⑥

0歳児の保育室では、子どもが安心して過ごせる環境を作る等の工夫がされています。また、子どもと保育士との愛着関係を築けるように、できるだけ一人一人の子どもに対して同じ保育士が担当できるシステムを取っています。

A⑦

一人ひとりの発達状態に応じ、出来たことを共に喜ぶなど、子どもの自発性を尊重しています。また、日々の連絡帳を活用し、家庭での様子を記入してもらい、保育所からも日々の様子等を記入し、保護者と保育士との間で子どもの成長を分かち合えるよう工夫がされています。

A⑧

3歳児以上の保育では、各年齢の発達段階に応じた活動に参加することを促し、一緒に遊べる環境を整えるなど、月別指導計画を立て実践されています。また、校区の小学校への就学前には、子どもが保育所で過ごして来た様子等を小学校に伝えるよう、保育所児童保育要録を作成し、小学校との連携を図っています。

A⑨

建物が古いですが、環境整備に配慮した取り組みをしています。すべての子どもが理解しやすいようにイラスト等の表示をする等の工夫がされています。配慮の必要な子どもに対しては、個人指導計画をたて、状況や成長に応じた保育が行われています。

A⑩

保育室にソファを設置することで、子どもが自由にくつろぐ姿が見られます。乳児クラスで緩やかな担当制を取っており、子どもが安心して過ごせるように配慮されています。また、職員間の連携が取れており、職員同士が子どもたちの様子を伝え合い情報を共有しています。記録としては申し送り簿を活用し、保護者への連絡事項や伝えておきたい子どもの様子等を申し送っています。当保育所には0歳児から6歳の子どもが通所しており、異年齢の子どもたちが安心して一緒に遊ぶ環境が整えられています。

A⑪

幼稚園、保育所、小学校との交流として、「つながり」の事業があり、校区の小学校の5年生が訪問し、研修の機会として、職員が地域の幼稚園や小学校に見学に行く事もあります。地域の小学校に就学する子どもの場合、「保育所児童保育要録」を作成し、成長の記録とともに小学校に引き継ぎを行っています。

A⑫

「保健衛生ハンドブック」や「日々の養護」のマニュアルを活用し、入所時の面談等で子どもの状況を把握しています。「保健衛生計画」を基に年間計画を立て、各科の健診を行っています。乳児の乳幼児突然死症候群（SIDS）に対しては、年度はじめに職員研修をおこない、健康観察チェック等の必要性を保護者に伝えています。

A⑬

保健衛生計画において、健康診断、歯科検診、耳鼻科検診、眼科検診の実施計画が記載されています。また、ムシ歯予防のための歯磨き指導等を行っています。歯磨き指導は保護者にも伝え、家庭内での実施を促しています。

A⑭

入所前面接でアレルギーや慢性疾患等のアセスメントでは保健師も入り、聴取しています。また、必要な場合は担当医師の意見等も聞き、発作が起きないように或は症状が悪化しないように配慮しています。医師と連携し情報共有することで、対応の理解を深めています。アレルギー対策では、専門研修に参加するなどの取り組みもされています。

A⑮

「全体的な計画」に位置づけられている食育についても、当保育所では、野菜の種から栽培を行い、成長を観察し、収穫できたものを、給食やおやつで食べるといったことも行っています。また、献立の食材等から実際に目の前で調理を見せる等して、興味が持てるような取り組みをしています。

A⑯

食材は子どもの成長に合わせて食べやすい大きさにカットするなど、その日の子どもの体調によって、一人ひとりの子どもの状態に合わせた柔軟な対応が行われています。調理員は、給食の残食などから子どもたちの嗜好を観察し、味付けや調理方法に反映させています。献立は市の管理栄養士が作成し、各保育所に配布されており、個々の保育所の意見を吸い上げ、献立に反映されています。市の特産である酒粕を使った「宮っこ汁」や「宮っこケーキ」や他府県の郷土料理なども献立に取り入れています。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c

特記事項

A⑰	<p>3歳児以上のクラスの連絡帳は簡素化され、一日の遊び等の様子はクラスで掲示し、保護者が来たときに閲覧してもらっています。乳児クラスでは、まだ集団で一緒に遊ぶことが少なく、一人ひとりの対応となっているため、連絡帳は一人ひとり一日の様子が詳しく書かれています。</p>
A⑱	<p>毎日の送迎時に保護者と子どもの様子を話す時間を意識的に多く取っています。遊びの中で、成長が感じられること等は、保育士間で共有しており、保護者に伝えるようにしています。保育士と保護者との関係性はよく、些細な相談も気軽にできる雰囲気を作れるように工夫されています。</p>
A⑲	<p>児童虐待防止マニュアルのチェックリストやフローチャートを利用し、虐待が疑われる時は職員会議で対応を話し合っています。市との連携は取れており、保健師等からの助言を基に対応を進めています。具体的な事例が出た場合は、写真などの記録を作成し、市へ報告する仕組みがあります。</p>

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c

特記事項

A㉑	<p>日々のあそびの記録を作成する際に、保育士同士が話し合い作成しています。遊びの記録が日々の保育の振り返りとなり、次の日の保育実践につながるよう工夫されています。また、月末には指導計画の反省評価を行い、年度末には年間計画の反省評価の会議を行い、保育の実践を振り返ることで保育の向上につなげています。</p>
----	--